

小松商工会議所 金融斡旋手数料 (会員)

単位：円

区 分		単位	金額
県制度融資該当認定	県制度融資該当認定料	1 件	1,050
金融斡旋手数料 (追認・追認特別小口融資)	借入金額 (200 万円未満)	1 件	1,050
	借入金額 (200 万円以上 300 万円未満)	1 件	2,100
	借入金額 (300 万円以上 400 万円未満)	1 件	3,150
	借入金額 (400 万円以上 500 万円未満)	1 件	4,190
	借入金額 (500 万円以上 600 万円未満)	1 件	5,240
	借入金額 (600 万円以上 700 万円未満)	1 件	6,280
	借入金額 (700 万円以上 800 万円未満)	1 件	7,330
	借入金額 (800 万円以上)	1 件	8,370

※非会員事業所の認定・斡旋手数料につきましては、経営支援課までお問合せ下さい。

以上

本件問合せ 小松商工会議所中小企業相談所 経営支援課 (金融担当)

Tel : 0761-21-3121 Fax : 0761-21-3120